

# 定款

スローガン株式会社

# 定款

## 第1章 総則

### (商号)

第1条 当会社は、スローガン株式会社と称し、英文では Slogan Inc. と表示する。

### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 人材育成のための教育事業
- (2) 人材採用に関する情報提供及び採用活動の請負
- (3) 広告代理業務及び広告・宣伝の企画・立案・制作
- (4) 各種セミナー・イベント・教室の企画・運営
- (5) 有料職業紹介業
- (6) 経営コンサルティング業務
- (7) 雑誌・書籍・印刷物の企画・制作並びに出版・販売
- (8) インターネットを利用した情報サービス業、通信販売業並びに情報提供の仲介
- (9) ウェブサイトに関する企画・立案・制作・運営
- (10) ソフトウェア及びデジタルコンテンツの企画・開発・販売・保守
- (11) 不動産に関するコンサルタント業務
- (12) 不動産の売買、賃貸借、仲介、斡旋及び管理
- (13) 投資顧問業
- (14) 有価証券の取得、投資、保有及び運用
- (15) 前各号に附帯する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

### (機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

### (公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、8,000,000 株とする。

### (自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社において取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主権利行使の手続その他株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができます。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を使用することができる株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権

の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとにその代理権を証明する書面を当会社に提出することを要する。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は8名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、取締役会の日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の

利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項に規定により、取締役会の決議をもって、同法 423 条第 1 項の取締役（取締役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度内において免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く）との間に、同法第 423 条第 1 項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第 28 条 当会社の監査役は 5 名以内とする。

（監査役の選任）

第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 32 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、監査役会の日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

（監査役会規程）

第 33 条 監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第 35 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項に規定により、取締役会の決議をもって、同法 423 条第 1 項の監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度内において免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

## 第6章 会計監査人

### (会計監査人の選任及び解任の方法)

第36条 当会社の会計監査人の選任及び解任は、株主総会の決議によって選任する。

### (会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

### (会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬、退職慰労金その他職務執行の対価として、当会社から受けれる財産上の利益は、代表取締役が監査役の同意を得て定める。

### (会計監査人の責任免除等)

第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、法令に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

## 第7章 計算

### (事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

### (剰余金の配当の基準日)

第41条 当会社は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### (中間配当)

第42条 当会社は、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として、中間配当をすることができる。

### (配当財産の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

2 未交付の配当財産には利息をつけないものとする。

### (附則)

1 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月

- 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から 6 ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上

2005年10月7日制定  
2013年9月6日改正  
2014年12月11日改正  
2015年5月1日改正  
2015年9月3日改正  
2016年9月15日改正  
2017年5月19日改正  
2017年12月22日改正  
2018年2月5日改正  
2018年5月22日改正  
2019年8月1日改正  
2020年5月29日改正  
2020年6月6日改正  
2021年8月2日改定  
2022年5月27日改定